

令和2年度大学等奨学生採用候補者(給付奨学金)のみなさまへ

修学支援新制度(入学金、授業料減免)の申請手続きについて

日本学生支援機構奨学金の給付奨学生採用候補者となっている方は、採用要件が修学支援新制度(授業料等減免)と同条件のため、下記の提出期限までに申請書類を提出することにより、入学金(最大で23万円)、授業料(最大で年間70万円)の減免を受けることができます。本学の授業料等の減免額は、裏面の「2020年度 亜細亜大学 授業料等減免額一覧(予約採用)」をご参照ください。

記

対象者: 令和2年度 日本学生支援機構奨学金 給付奨学生採用候補者

申請書類: 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に本人が必要事項をすべて記入して提出

申請期限: 令和2年6月15日(月) (必着)
※予約採用候補者書類と共に郵送してください。

還付時期: 令和2年8月下旬(予定)

以上

問合せ先

亜細亜大学 学生部 学生センター(2号館1階) 奨学金係 上田、和田

TEL: 0422-36-3195、2418 事務取扱時間: 8時45分～17時

E-mail: student@asia-u.ac.jp

2020年度 亜細亜大学 授業料等減免額一覧 (在学採用) 2020.4.14(訂正版)

(単位：円)

経営学部/経済学部/法学部	(20年入学) 1年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
		納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金	230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	30,000	350,000	146,600	233,400	223,300	116,700
	後期	30,000	350,000	146,700	233,300	223,300	116,700
経営学部/経済学部/法学部	(19年入学) 2年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
授業料	前期	25,000	350,000	141,600	233,400	258,300	116,700
	後期	25,000	350,000	141,700	233,300	258,300	116,700
経営学部/経済学部/法学部	(17年以降入学) 3・4年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
授業料	前期	0	335,000	111,600	223,400	223,300	111,700
	後期	0	335,000	111,700	223,300	223,300	111,700

国際関係学部 都市創造学部	(20年入学) 1年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
		納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金	230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	50,000	350,000	166,600	233,400	283,300	116,700
	後期	50,000	350,000	166,700	233,300	283,300	116,700
国際関係学部 都市創造学部	(19年入学) 2年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
授業料	前期	45,000	350,000	161,600	233,400	278,300	116,700
	後期	45,000	350,000	161,700	233,300	278,300	116,700
国際関係学部 都市創造学部	(17年以降入学) 3・4年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
授業料	前期	25,000	350,000	141,600	233,400	218,300	116,700
	後期	25,000	350,000	141,700	233,300	218,300	116,700

※授業料以外の学費(施設設備料等)の減免はありませんので、納入が必要となります。

※適格認定9月(収入及び資産)、3月(学業成績)の判定により、区分変更や取消があった場合は、減免額の変更や減免取消になります。

※生計維持者=寡計支持者(寡計を支えている父母等のこと)

※1 ふるさと納税、住毛ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額=課税標準額×6%- (調整控除額+税額調整額)

★100円未満は切り捨て

★「課税標準額」、「調整控除額」及び「税額調整額」の情報は機構がマイナンバーにより取得しますが、市役所等で交付される課税証明書等に必ずしも記載されているものではありません。

★政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+税額調整額)に3/4を乗じて計算

※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより日本学生支援機構が確認します。